

八 その他運営に関する重要事項

(定員の遵守)

第百五十五条の二十二 一部ユニット型指定短期入所療養介護事業者の定員の遵守は、ユニット部分にあつては第百五十五条の十一に、それ以外の部分にあつては第百五十四条に定めるところによる。

(準用)

第百五十五条の二十三 第百四十四条、第百四十七条から第百四十九条まで、第百五十四条の二及び第百五十五条の規定は、一部ユニット型指定短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第百五十四条の二第二項第二号中「次条」とあるのは「第百五十五条の二十三において準用する第百五十五条」と、同項第三号中「第百四十六条第五項」とあるのは「第百四十六条第五項及び第百五十五条の六第七項」と、同項第四号から第六号までの規定中「次条」とあるのは「第百五十五条の二十三において準用する第百五十五条」と、第百五十五条中「第百三十七条」とあるのは「第百三十七条に規定する運営規程」と、「第百五十三条」とあるのは「第百五十五条の二十一に規定する重要事項に関する規程」と読み替えるものとする。

○ 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十九号）
（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章 第四章（略）</p> <p>第五章 ユニット型指定介護老人福祉施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基準</p> <p>第六章 一部ユニット型指定介護老人福祉施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基準</p> <p>附則</p> <p>（設備）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 前項各号に掲げる設備は、専ら当該指定介護老人福祉施設の用に供するものでなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>（利用料等の受領）</p> <p>第九条 指定介護老人福祉施設は、法定代理受領サービス（法第四十八条第四項の規定により施設介護サービス費（同条第一項に規定する施設介護サービス費をいう。以下同じ。）が入所者に代わり当該指定介護老人福祉施設に支払われる場合の当該施設介護サービス費に係る指定介護福祉施設サービス費をいう。以下同じ。）に該当する指定介護福祉施設サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。）の一部として、当該指定介護福祉施設サービスについて同条第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定介護福祉施設</p>	<p>目次</p> <p>第一章 第四章（略）</p> <p>第五章 小規模生活単位型指定介護老人福祉施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基準</p> <p>第六章 一部小規模生活単位型指定介護老人福祉施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基準</p> <p>附則</p> <p>（設備）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 前項各号に掲げる設備は、専ら当該指定介護老人福祉施設の用に供するものでなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>（利用料等の受領）</p> <p>第九条 指定介護老人福祉施設は、法定代理受領サービス（法第四十八条第五項の規定により施設介護サービス費（同条第一項に規定する施設介護サービス費をいう。以下同じ。）が入所者に代わり当該指定介護老人福祉施設に支払われる場合の当該施設介護サービス費に係る指定介護福祉施設サービス費をいう。以下同じ。）に該当する指定介護福祉施設サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。）の一部として、当該指定介護福祉施設サービスについて同条第二項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定介護福祉施設</p>

サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定介護福祉施設サービスに要した費用の額とする。以下「施設サービス費用基準額」という。）から当該指定介護老人福祉施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 (略)

3 指定介護老人福祉施設は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

- 一 食事の提供に要する費用（法第五十一条の二第一項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第二項第一号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。
- 二 居住に要する費用（法第五十一条の二第一項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。
- 三 厚生労働大臣の定める基準に基づき入所者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

- 四 厚生労働大臣の定める基準に基づき入所者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- 五 理美容代

六 前各号に掲げるもののほか、指定介護福祉施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その入所者に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第一号から第四号までに掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 指定介護老人福祉施設は、第三項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入所者の同意を得なければならない。ただし、同項第一号から第四号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

第五章 ユニット型指定介護老人福祉施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基準

(この章の趣旨)

第三十八条 第一章、第三章及び前章の規定にかかわらず、ユニット型指定介護老人福祉施設（施設の全部において少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室（当該居室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下同じ。）により一体的に構成される場所（以下「ユニット」という。））ごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる指定介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、この章に定めるところによる。

(基本方針)

第三十九条 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その居室

設サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定介護福祉施設サービスに要した費用の額とする。）及び同項第二号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該食事の提供に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事の提供に要した費用の額とする。）の合計額（以下「施設サービス費用基準額」という。）から当該指定介護老人福祉施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 (略)

3 指定介護老人福祉施設は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

- 一 厚生労働大臣の定める基準に基づき入所者が選定する特別な居室（国若しくは地方公共団体の負担若しくは補助又はこれらに準ずるものを受けて建築され、買収され、又は改造されたものを除く。）の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- 二 入所者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- 三 理美容代

四 前三号に掲げるもののほか、指定介護福祉施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その入所者に負担させることが適当と認められるもの

4 指定介護老人福祉施設は、前項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、入所者の同意を得なければならない。

第五章 小規模生活単位型指定介護老人福祉施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基準

(この章の趣旨)

第三十八条 第一章、第三章及び前章の規定にかかわらず、小規模生活単位型指定介護老人福祉施設（施設の全部において少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室（当該居室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下同じ。）により一体的に構成される場所（以下「ユニット」という。））ごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる指定介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、この章に定めるところによる。

(基本方針)

第三十九条 小規模生活単位型指定介護老人福祉施設は、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、そ

における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。

2 ユニット型指定介護老人福祉施設は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(設備)

第四十条 ユニット型指定介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。

一 ユニット

イ 居室

(1)・(2) (略)

(3) 一の居室の床面積等は、次のいずれかを満たすこと。

(i) 十三・二平方メートル以上を標準とすること。ただし、(1)ただし書の場合にあつては、二十一・三平方メートル以上を標準とすること。

(ii) ユニットに属さない居室を改修したものについては、十・六五平方メートル以上とすること。ただし、(1)ただし書の場合にあつては、二十一・三平方メートル以上を標準とすること。これらの場合には、入居者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。

(4) (略)

ロ 二 (略)

二 四 (略)

2 前項第二号から第四号までに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定介護老人福祉施設の用に供するものでなければならない。ただし、入居者に対する指定介護福祉サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

(利用料等の受領)

第四十一条 ユニット型指定介護老人福祉施設は、法定代理受領サービスに該当する指定介護福祉施設サービスを提供した際には、入居者から利用料の一部として、施設サービス費用基準額から当該ユニット型指定介護老人福祉施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 ユニット型指定介護老人福祉施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護福祉施設サービスを提供した際に入居者から支払を受ける利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 ユニット型指定介護老人福祉施設は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

一 食事の提供に要する費用(法第五十一条の二第一項の規定により特定入所者介護サービス費が入居者に支給された場合は、同条第二項第一号に規定する食費の基準費用額)(同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入居者に代わり当該ユニット型指定介護老人福祉施設に支払われた場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の負担限度額)を限度とする。

二 居住に要する費用(法第五十一条の二第一項の規定により特定入所者介護サービス費が入居者に支給された場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の基準費用額)(同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入居者に代わり当該ユニット型指定介護老人福祉施設に支払われた場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の負担限度額)を限度とする。

三 小規模生活単位型指定介護老人福祉施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護福祉施設サービスを提供した際に入居者から支払を受ける利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

2 小規模生活単位型指定介護老人福祉施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護福祉施設サービスを提供した際に入居者から支払を受ける利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 小規模生活単位型指定介護老人福祉施設は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

の居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。

(設備)

第四十条 小規模生活単位型指定介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。

一 ユニット

イ 居室

(1)・(2) (略)

(3) 一の居室の床面積は、十三・二平方メートル以上を標準とすること。ただし、(1)ただし書の場合にあつては、二十一・三平方メートル以上を標準とすること。

(4) (略)

ロ 二 (略)

二 四 (略)

2 前項第二号から第四号までに掲げる設備は、専ら当該介護老人福祉施設の用に供するものでなければならない。ただし、入居者に対する指定介護福祉サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

(利用料等の受領)

第四十一条 小規模生活単位型指定介護老人福祉施設は、法定代理受領サービスに該当する指定介護福祉施設サービスを提供した際には、入居者から利用料の一部として、施設サービス費用基準額から当該小規模生活単位型指定介護老人福祉施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 小規模生活単位型指定介護老人福祉施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護福祉施設サービスを提供した際に入居者から支払を受ける利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 小規模生活単位型指定介護老人福祉施設は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

- 三 厚生労働大臣の定める基準に基づき入居者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- 四 厚生労働大臣の定める基準に基づき入居者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

- 五 理美容代
- 六 前各号に掲げるもののほか、指定介護福祉施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その入居者に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第一号から第四号までに掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 ユニット型指定介護老人福祉施設は、第三項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入居者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入居者の同意を得なければならぬ。ただし、同項第一号から第四号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

（指定介護福祉施設サービスの取扱方針）
第四十二条（略）

2 4（略）

5 ユニット型指定介護老人福祉施設の従業者は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たつて、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいうように説明を行わなければならない。

6 ユニット型指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービス

- 一 入居者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- 二 ユニットの提供を行うことに伴い必要となる費用（所得の状況その他の事情をしん酌して厚生労働大臣が定める者については、厚生労働大臣が定める基準により算定した額を控除した額とする。）

- 三 理美容代
- 四 前三号に掲げるもののほか、指定介護福祉施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その入居者に負担させることが適当と認められるもの

4 小規模生活単位型指定介護老人福祉施設は、前項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入居者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、入居者の同意を得なければならぬ。

（指定介護福祉施設サービスの取扱方針）
第四十二条（略）

2 4（略）

5 小規模生活単位型指定介護老人福祉施設の従業者は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たつて、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいうように説明を行わなければならない。

6 小規模生活単位型指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設

7 ユニット型指定介護老人福祉施設は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

8 ユニット型指定介護老人福祉施設は、自らその提供する指定介護福祉施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

7 スの提供に当たつては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行つてはならない。

7 サービスの提供に当たつては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行つてはならない。

7 小規模生活単位型指定介護老人福祉施設は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

8 小規模生活単位型指定介護老人福祉施設は、自らその提供する指定介護福祉施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（介護）

第四十三条（略）

2 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の日常生活における家事を、入居者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持つて行うよう適切に支援しなければならない。

3 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清しきを行うことをもつて入浴の機会の提供に代えることができる。

4 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。

2 小規模生活単位型指定介護老人福祉施設は、入居者の日常生活における家事を、入居者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持つて行うよう適切に支援しなければならない。

3 小規模生活単位型指定介護老人福祉施設は、入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清しきを行うことをもつて入浴の機会の提供に代えることができる。

4 小規模生活単位型指定介護老人福祉施設は、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。

（介護）

第四十三条（略）

5 ユニット型指定介護老人福祉施設は、おむつを使用せざるを得ない入居者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。

6 ユニット型指定介護老人福祉施設は、前各項に規定するもののほか、入居者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。

7 ユニット型指定介護老人福祉施設は、常時一人以上の常勤の介

5 小規模生活単位型指定介護老人福祉施設は、おむつを使用せざるを得ない入居者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。

6 小規模生活単位型指定介護老人福祉施設は、前各項に規定するもののほか、入居者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。

7 小規模生活単位型指定介護老人福祉施設は、常時一人以上の常

7 ユニット型指定介護老人福祉施設は、常時一人以上の常勤の介

7 小規模生活単位型指定介護老人福祉施設は、常時一人以上の常

介護職員を介護に従事させなければならない。

8 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者に対し、その負担により、当該ユニット型指定介護老人福祉施設の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

(食事)

第四十四条 ユニット型指定介護老人福祉施設は、栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。

2 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。

3 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入居者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保しなければならない。

4 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入居者が共同生活室で食事を摂ることを支援しなければならない。

(社会生活上の便宜の提供等)

第四十五条 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入居者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。

2 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者が日常生活を営む上で必要な行政機関等に対する手続について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行わなければならない。

3 ユニット型指定介護老人福祉施設は、常に入居者の家族との連

働の介護職員を介護に従事させなければならない。

8 小規模生活単位型指定介護老人福祉施設は、入居者に対し、その負担により、当該小規模生活単位型指定介護老人福祉施設の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

(食事)

第四十四条 小規模生活単位型指定介護老人福祉施設は、栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。

2 小規模生活単位型指定介護老人福祉施設は、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。

3 小規模生活単位型指定介護老人福祉施設は、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入居者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保しなければならない。

4 小規模生活単位型指定介護老人福祉施設は、入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入居者が共同生活室で食事を摂ることを支援しなければならない。

(社会生活上の便宜の提供等)

第四十五条 小規模生活単位型指定介護老人福祉施設は、入居者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入居者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。

2 小規模生活単位型指定介護老人福祉施設は、入居者が日常生活を営む上で必要な行政機関等に対する手続について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行わなければならない。

3 小規模生活単位型指定介護老人福祉施設は、常に入居者の家族

携を図るとともに、入居者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

4 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の外出の機会を確保するよう努めなければならない。

(運営規程)

第四十六条 ユニット型指定介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

一 八 (略)

(勤務体制の確保等)

第四十七条 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者に対し、適切な指定介護福祉施設サービスを提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 (略)

3 ユニット型指定介護老人福祉施設は、当該ユニット型指定介護老人福祉施設の従業者によって指定介護福祉施設サービスを提供しなければならない。ただし、入居者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

4 ユニット型指定介護老人福祉施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第四十八条 ユニット型指定介護老人福祉施設は、ユニットごとの入居定員及び居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

との連携を図るとともに、入居者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

4 小規模生活単位型指定介護老人福祉施設は、入居者の外出の機会を確保するよう努めなければならない。

(運営規程)

第四十六条 小規模生活単位型指定介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

一 八 (略)

(勤務体制の確保等)

第四十七条 小規模生活単位型指定介護老人福祉施設は、入居者に対し、適切な指定介護福祉施設サービスを提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 (略)

3 小規模生活単位型指定介護老人福祉施設は、当該小規模生活単位型指定介護老人福祉施設の従業者によって指定介護福祉施設サービスを提供しなければならない。ただし、入居者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

4 小規模生活単位型指定介護老人福祉施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第四十八条 小規模生活単位型指定介護老人福祉施設は、ユニットごとの入居定員及び居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(準用)
第四十九条 第四条から第八条まで、第十条、第十二条、第十五条、第十七条から第二十二條の二まで及び第二十六條から第三十七條までの規定は、ユニット型指定介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第四条第一項中「第二十三條に規定する運営規程」とあるのは「第四十六條に規定する重要事項に関する規程」と、第二十二條第二項中「この章」とあるのは「第五章第三節」と、第三十七條第二項第二号中「第八條第二項」とあるのは「第四十九條において準用する第八條第二項」と、第二十二條の二中「第十二條」とあるのは「第四十九條において準用する第十二條」と、第二十二條の二第五号及び第三十七條第二項第三号中「第十一條第五項」とあるのは「第四十二條第七項」と、第三十七條第二項第四号中「第二十條」とあるのは「第四十九條において準用する第二十條」と、第二十二條の二第六号及び第三十七條第二項第五号中「第三十三條第二項」とあるのは「第四十九條において準用する第三十三條第二項」と、第二十二條の二第七号及び第三十七條第二項第六号中「第三十五條第二項」とあるのは「第四十九條において準用する第三十五條第二項」と読み替えるものとする。

第六章 一部ユニット型指定介護老人福祉施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基準

(この章の趣旨)
第五十条 第一章、第三章及び第四章の規定にかかわらず、一部ユニット型指定介護老人福祉施設(施設の一部においてユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる指定介護老人福祉施設をいう。以下同じ。)の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、この章に定めるところによる。

(準用)
第四十九条 第四条から第八条まで、第十条、第十二条、第十五条、第十七条から第二十二條の二まで及び第二十六條から第三十七條までの規定は、小規模生活単位型指定介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第四条第一項中「第二十三條」とあるのは「第四十六條」と、第二十二條第二項中「この章」とあるのは「第五章第三節」と、第二十二條の二中「第十二條」とあるのは「第四十九條において準用する第十二條」と、第二十二條の二第五号及び第三十七條第二項第三号中「第十一條第五項」とあるのは「第四十二條第七項」と、第三十七條第二項第四号中「第二十條」とあるのは「第四十九條において準用する第二十條」と、第二十二條の二第六号及び第三十七條第二項第五号中「第三十三條第二項」とあるのは「第四十九條において準用する第三十三條第二項」と、第二十二條の二第七号及び第三十七條第二項第六号中「第三十五條第二項」とあるのは「第四十九條において準用する第三十五條第二項」と読み替えるものとする。

第六章 一部小規模生活単位型指定介護老人福祉施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基準

(この章の趣旨)
第五十条 第一章、第三章及び第四章の規定にかかわらず、一部小規模生活単位型指定介護老人福祉施設(施設の一部においてユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる指定介護老人福祉施設をいう。以下同じ。)の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、この章に定めるところによる。

(基本方針)
第五十一条 一部ユニット型指定介護老人福祉施設の基本方針は、ユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる部分(以下「ユニット部分」という。)にあつては第三十九條に、それ以外の部分にあつては第一條に定めるところによる。

(設備)
第五十二条 一部ユニット型指定介護老人福祉施設の設備は、ユニット部分にあつては第四十條に、それ以外の部分にあつては第三條に定めるところによる。ただし、浴室及び医務室については、ユニット部分の入居者及びそれ以外の部分の入所者へのサービスの提供に支障がないときは、それぞれ一の設備をもって、ユニット部分及びそれ以外の部分に共通の設備とすることができる。

(利用料等の受領)
第五十三条 一部ユニット型指定介護老人福祉施設の利用料等の受領は、ユニット部分にあつては第四十一條に、それ以外の部分にあつては第九條に定めるところによる。

(指定介護福祉施設サービスの取扱方針)
第五十四条 一部ユニット型指定介護老人福祉施設の指定介護福祉施設サービスの取扱方針は、ユニット部分にあつては第四十二條に、それ以外の部分にあつては第十一條に定めるところによる。

(介護)
第五十五条 一部ユニット型指定介護老人福祉施設の介護は、ユニ

(基本方針)
第五十一条 一部小規模生活単位型指定介護老人福祉施設の基本方針は、ユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる部分(以下「ユニット部分」という。)にあつては第三十九條に、それ以外の部分にあつては第一條に定めるところによる。

(設備)
第五十二条 一部小規模生活単位型指定介護老人福祉施設の設備は、ユニット部分にあつては第四十條に、それ以外の部分にあつては第三條に定めるところによる。ただし、浴室及び医務室については、ユニット部分の入居者及びそれ以外の部分の入所者へのサービスの提供に支障がないときは、それぞれ一の設備をもって、ユニット部分及びそれ以外の部分に共通の設備とすることができる。

(利用料等の受領)
第五十三条 一部小規模生活単位型指定介護老人福祉施設の利用料等の受領は、ユニット部分にあつては第四十一條に、それ以外の部分にあつては第九條に定めるところによる。

(指定介護福祉施設サービスの取扱方針)
第五十四条 一部小規模生活単位型指定介護老人福祉施設の指定介護福祉施設サービスの取扱方針は、ユニット部分にあつては第四十二條に、それ以外の部分にあつては第十一條に定めるところによる。

(介護)
第五十五条 一部小規模生活単位型指定介護老人福祉施設の介護は

ット部分にあつては第四十三条に、それ以外の部分にあつては第十三条に定めるところによる。

(食事)

第五十六条 一部ユニット型指定介護老人福祉施設の食事は、ユニット部分にあつては第四十四条に、それ以外の部分にあつては第十四条に定めるところによる。

(社会生活上の便宜の提供等)

第五十七条 一部ユニット型指定介護老人福祉施設の社会生活上の便宜の提供等は、ユニット部分にあつては第四十五条に、それ以外の部分にあつては第十六条に定めるところによる。

(運営規程)

第五十八条 一部ユニット型指定介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

一〇九 (略)

(勤務体制の確保等)

第五十九条 一部ユニット型指定介護老人福祉施設の勤務体制の確保等は、ユニット部分にあつては第四十七条に、それ以外の部分にあつては第二十四条に定めるところによる。

(定員の遵守)

第六十条 一部ユニット型指定介護老人福祉施設の定員の遵守は、ユニット部分にあつては第四十八条に、それ以外の部分にあつては第二十五条に定めるところによる。

(準用)

、ユニット部分にあつては第四十三条に、それ以外の部分にあつては第十三条に定めるところによる。

(食事)

第五十六条 一部小規模生活単位型指定介護老人福祉施設の食事は、ユニット部分にあつては第四十四条に、それ以外の部分にあつては第十四条に定めるところによる。

(社会生活上の便宜の提供等)

第五十七条 一部小規模生活単位型指定介護老人福祉施設の社会生活上の便宜の提供等は、ユニット部分にあつては第四十五条に、それ以外の部分にあつては第十六条に定めるところによる。

(運営規程)

第五十八条 一部小規模生活単位型指定介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

一〇九 (略)

(勤務体制の確保等)

第五十九条 一部小規模生活単位型指定介護老人福祉施設の勤務体制の確保等は、ユニット部分にあつては第四十七条に、それ以外の部分にあつては第二十四条に定めるところによる。

(定員の遵守)

第六十条 一部小規模生活単位型指定介護老人福祉施設の定員の遵守は、ユニット部分にあつては第四十八条に、それ以外の部分にあつては第二十五条に定めるところによる。

(準用)

第六十一条 第四条から第八条まで、第十条、第十二条、第十五条、第十七条から第二十二條の二まで及び第二十六条から第三十七条までの規定は、一部ユニット型指定介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第四条第一項中「第二十三条に規定する運営規程」とあるのは「第五十八条に規定する重要事項に関する規程」と、第二十二條第二項中「この章」とあるのは「第六章第三節」と、第三十七條第二項第二号中「第八条第二項」とあるのは「第六十一条において準用する第八条第二項」と、第二十二條の二中「第十二條」とあるのは「第六十一条において準用する第十二條」と、第二十二條の二第五号及び第三十七條第二項第三号中「第十一条第五項」とあるのは「第十一条第五項及び第四十二條第七項」と、第三十七條第二項第四号中「第二十条」とあるのは「第六十一条において準用する第二十条」と、第二十二條の二第六号及び第三十七條第二項第五号中「第三十三條第二項」とあるのは「第六十一条において準用する第三十三條第二項」と、第二十二條の二第七号及び第三十七條第二項第六号中「第三十五條第二項」とあるのは「第六十一条において準用する第三十五條第二項」と読み替えるものとする。

第六十一条 第四条から第八条まで、第十条、第十二条、第十五条、第十七条から第二十二條の二まで及び第二十六条から第三十七条までの規定は、一部小規模生活単位型指定介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第四条第一項中「第二十三条」とあるのは「第五十八条」と、第二十二條第二項中「この章」とあるのは「第四章及び第五章第三節」と、第二十二條の二中「第十二條」とあるのは「第十二條(第四十九條において準用する場合を含む。）」と、第二十二條第五号及び第三十七條第二項第三号中「第十一条第五項」とあるのは「第十一条第五項及び第四十二條第七項」と、第三十七條第二項第四号中「第二十条」とあるのは「第二十條(第四十九條において準用する場合を含む。）」と、第二十二條の二第六号及び第三十七條第二項第五号中「第三十三條第二項」とあるのは「第三十三條第二項(第四十九條において準用する場合を含む。）」と、第二十二條の二第七号及び第三十七條第二項第六号中「第三十五條第二項」とあるのは「第三十五條第二項(第四十九條において準用する場合を含む。）」と読み替えるものとする。